

北京大野木マイツ・天津大野木マイツニュースレター

中国の個人所得税法大幅改正-その3

担当者：平出・羅

2018年12月18日付で国家税務局は「中国人民共和国個人所得税法実施条例」を公布しました。その後、年末にかけて以下の関連規定が相次いで公布され、個人所得税のうち給与等の「総合所得」の税金計算の方法が明らかになりました。

関連規定：

- ・「個人所得税附加控除操作弁法」（国家税務局公告 2018 年 60 号）
- ・「個人所得税特別附加控除についての暫定弁法の通知」（国発（2018）41 号）
- ・「個人所得税源泉徴収申告管理弁法（試行）」（国家税務局公告 2018 年 61 号）
- ・「個人所得税法改正後の優遇政策移行期間についての通知」（財税（2018）164 号）
- ・「継続的に有効な個人所得税優遇政策目次」（財政部税務局公告 2018 年第 177 号）

■ 給与所得の税金計算方法

これまでは中国の個人所得税の計算は、居住者であっても非居住者であっても月単位の所得を基に税金を計算し納税する方法が採られてきました。したがって毎月正しく計算をして申告すれば、一納税年度完了後における再計算・再調整は不要でした（12 万元を超える所得者の年度申告制度はありましたが、これも計算の誤りや複数の所得がある場合以外は追加納付や還付等はない）。

これに対して、2019 年 1 月 1 日より実施されている改正後の個人所得税法では、『居住者』については給与所得、役務報酬所得、原稿報酬所得、特許権使用料所得の 4 項目の所得を「年間総合所得」として計算、『非居住者』については従前のちかいかたちで所得種目ごとに月単位または一回毎に個別計算することが規定され、総合所得のひとつである居住者の給与所得について、初めて年収ベースでの計算という考え方が採り入れられることになりました。

居住者（中国公民及び暦年での中国居住 183 日を超える外国籍人）に毎月支給される給与にかかる個人所得税は、源泉徴収義務者である雇用者（給与支払者）が下記の「累計予定納付法」により個人所得税を源泉徴収して、月次予定納税手続きを行います。

1. 「累計予定納付法」の計算式：

① 累計予定納付課税所得＝

累計収入－累計基礎控除－累計専項控除（法定社会保険・住宅積立金）－累計特別附加控除－規定に基づくその他の控除累計額

② 当月予定納税額＝

（累計予定納付課税所得×予定納税率－速算控除額）－前月までの累計予定納税額）

※ 納税年度終了時点で過払いが生じている場合は、確定申告時期（翌年 3 月 1 日－6 月 30 日）に確定申告手続きを行い還付を受けることができます。

2. 計算例：
新税率表：

個人所得税税率表一(年間総合所得適応)
(2019.1.1 より)

級数	①総額方式		②純額(手取り方式)		税率(%)	速算控除額
	年間課税所得額		税引手取額-所得控除額			
	下限(超)	上限(以下)	下限(超)	上限(以下)		
1	0	36,000	0	34,920	3	0
2	36,000	144,000	34,920	132,120	10	2,520
3	144,000	300,000	132,120	256,920	20	16,920
4	300,000	420,000	256,920	346,920	25	31,920
5	420,000	660,000	346,920	514,920	30	52,920
6	660,000	960,000	514,920	709,920	35	85,920
7	960,000		709,920		45	181,920

i. 駐在員 A 氏 額面方式 (税金自己負担)

毎月の額面給与 52,000 元 (賞与なし) 年間給与 624,000 元
毎月の法定社会保険料等 2,000 元 附加控除なし
毎月の基礎控除 5,000 元

各月予定納税額の計算は以下のようになります。

1月支給給与についての2月の納税額の計算：

① 累計予定納付課税所得

$$\begin{aligned} & \text{累計収入} - \text{累計基礎控除} - \text{累計専項控除 (社会保険・公積金)} \\ & = (52,000 - 5,000 - 2,000) = 45,000 \text{ 元} \end{aligned}$$

② 当月予定納税額＝

$$\begin{aligned} & (\text{累計予定納付課税所得} * \text{予定納税率} - \text{速算控除額}) - \text{前月までの累計予定納税額} \\ & = (45,000 * 10\% - 2,520) - 0 = \mathbf{1,980 \text{ 元}} \end{aligned}$$

③ 当月手取給与額＝54,000-4,000-1,980＝48,020 元

2月支給給与についての3月の納税額の計算：

① 累計予定納付課税所得

$$= (52,000 * 2 - 5,000 * 2 - 2,000 * 2) = 90,000 \text{ 元}$$

② 当月予定納税額

$$= (90,000 * 10\% - 2,520) - \mathbf{1,980} = \mathbf{4,500 \text{ 元}}$$

④ 当月手取給与額＝54,000-4,000-4,500＝45,500 元

3月支給給与についての4月の納税額の計算：

① 累計予定納付課税所得

$$= (52,000 * 3 - 5,000 * 3 - 2,000 * 3) = 135,000 \text{ 元}$$

② 当月予定納税額

$$= (135,000 * 10\% - 2,520) - (\mathbf{1,980} + \mathbf{4,500}) = \mathbf{4,500 \text{ 元}}$$

③ 当月手取給与額

$$=52,000-2,000-4,500=45,500 \text{ 元}$$

このような計算を毎月繰り返して行なっていきます。

11月支給給与についての12月の納税額=13,500元 (適応納税率30%)

(11月支給給与の手取額 36,500元)

12月支給給与についての1月の予定納税額=13,500元 (適応納税率30%)

(12月支給給与の手取額 36,500元)

※ 上記方法により計算した毎月の手取金額、予定納税額は下記のとおりです。

	額面金額 (社会保険等、税込)	予定納税率	各月予定納税額	手取金額
1月	52,000.00	10%	1,980.00	48,020.00
2月	52,000.00	10%	4,500.00	45,500.00
3月	52,000.00	10%	4,500.00	45,500.00
4月	52,000.00	20%	8,100.00	41,900.00
5月	52,000.00	20%	9,000.00	41,000.00
6月	52,000.00	20%	9,000.00	41,000.00
7月	52,000.00	25%	9,750.00	40,250.00
8月	52,000.00	25%	11,250.00	38,750.00
9月	52,000.00	25%	11,250.00	38,750.00
10月	52,000.00	30%	12,750.00	37,250.00
11月	52,000.00	30%	13,500.00	36,500.00
12月	52,000.00	30%	13,500.00	36,500.00
合計	624,000.00		109,080.00	490,920.00

このケースでの翌年の確定申告における申告年間課税所得・年間納税額は(他に総合所得に該当する所得がなければ)下記のとおりとなり、税金の過不足があれば精算されることになります。

$$\text{年間課税所得} : 624,000 - 5,000 \times 12 - 2,000 \times 12 = 540,000$$

$$\text{税率} : 30\%、\text{速算控除額} : 52,920 \text{ 元}$$

$$\text{年間納税額} : 540,000 \times 30\% - 52,920 = 109,080 \text{ 元}$$

ii. 駐在員 B 氏 手取保証方式 (社会保険料・税金会社負担)

毎月の手取給与 50,000 元 (賞与なし) 年間給与 600,000 元

毎月の法定社会保険料等 2,000 元 附加控除なし

毎月の基礎控除 5,000 元

各月予定納税額の計算は以下のようになります。

1月支給給与の2月納税額の計算：

① 累計予定納付課税所得＝

$$(\text{累計手取収入} - \text{累計基礎控除費用} - \text{速算控除額}) \div (1 - \text{予定納税率})$$

$$= (50,000 - 5,000 - 2,520) \div (1 - 10\%) = 47,200 \text{ 元}$$

② 当月予定納税額＝

(累計予定納付課税所得*予定納税率-速算控除額) -前月までの累計予定納税額

$$= (47,200*10\%-2,520) -0 = \mathbf{2,200 \text{ 元}}$$

2月支給給与の3月納税額の計算：

① 累計予定納付課税所得

$$= (50,000*2-5,000*2-2,520) / (1-10\%) = 97,200 \text{ 元}$$

② 当月予定納税額

$$= (97,200*10\%-2,520) - \mathbf{2,200} = \mathbf{5,000 \text{ 元}}$$

3月支給給与の4月納税額の計算：

① 累計予定納付課税所得＝

$$= (50,000*3-5,000*3-16,920) / (1-20\%) = 147,600.00 \text{ 元}$$

② 当月予定納税額＝

$$= (147,600.20*20\%-16,920) - (\mathbf{2,200+5,000}) = \mathbf{5,400 \text{ 元}}$$

このような計算を毎月繰り返して行なっていきます。

11月支給給与についての12月の納税額＝**19,285.72** 元 (適応納税率 30%)

12月支給給与についての1月の予定納税額＝**22,041.76** 元 (適応納税率 35%)

※ 上記方法により計算した毎月の額面給与額、予定納税額は下記のとおりです。

	額面金額 (社会保険等、税込)	予定納税率	各月予定納税額	手取金額
1月	54,200.00	10%	2,200.00	50,000.00
2月	57,000.00	10%	5,000.00	50,000.00
3月	57,400.00	20%	5,400.00	50,000.00
4月	63,250.00	20%	11,250.00	50,000.00
5月	63,250.00	20%	11,250.00	50,000.00
6月	64,340.00	25%	12,340.00	50,000.00
7月	67,000.00	25%	15,000.00	50,000.00
8月	68,245.71	30%	16,245.71	50,000.00
9月	71,285.72	30%	19,285.72	50,000.00
10月	71,285.71	30%	19,285.71	50,000.00
11月	71,285.72	30%	19,285.72	50,000.00
12月	74,041.76	35%	22,041.76	50,000.00
合計	782,584.62		158,584.62	600,000.00

このケースでの翌年の確定申告における申告年間課税所得・年間納税額は（他に総合所得に該当する所得が無ければ）下記のとおりとなり、税金の過不足があれば精算されることになります。

年間課税所得＝698,584.62 元

税率：35%、速算控除額：85,920 元

年間納税額：698,584.62*35%-85,920＝**158,584.62** 元

3. 「累計予定納付法」による計算による影響

従前は、毎月の給与額に変動がなければ、月次申告での源泉徴収額も基本的に変動は生じませんでした。しかし、この「累計予定納付法」による計算方法では、累計収入額が月を経るごとに増加することで適用税率が上昇して、毎月の納税額が月を経るにしたがって大きくなっていくこととなります。

- ① 額面方式の場合 ⇒ 手取給与額が最初大きく徐々に小さくなる
- ② 手取保証方式の場合 ⇒ 会社負担の税額が最初は小さく徐々に大きくなる。

■ 外国籍人の免税優遇政策と改正個人所得税法の特別附加控除

新個人所得税の規定により、中国公民だけでなく、中国居住者である外国籍人も住宅ローン・家賃負担、子女教育費負担、高齢者扶養負担がある場合の定額控除を適用することができるようになっていますが、外国籍人居住者については従前の免税優遇政策により、会社から無償提供される社宅家賃や発票を取得できる子女教育費や語学研修費については非課税扱いになっています。

この外国籍人の免税優遇政策は2021年12月31日までの期間は経過措置として継続して享受できることが規定されています。

これら2つについては「いずれか一方のみ選択」適用できるという規定になっていますので、社宅家賃を会社負担で提供を受けている駐在員の場合は、2021年までは住宅ローン・家賃負担、子女教育費負担、高齢者扶養負担がある場合の定額特別控除ではなく従前の外国籍人の免税優遇政策を選択したほうが一般的には税負担が小さくなると思われます。

会社から社宅補助等を受けていない中国居住者である外国籍人で額面で給与が決まっているような場合には、日本に60歳以上の両親がいる、子供が日本の学校に通っている等であっても制度上は定額特別控除を適用できることとなりますので、手続きをすることで手取り給与が増えることとなります。

■ 一回性賞与の軽減税率適用制度

また、居住者の賞与についての「年一回性賞与の計算式」（税額負担の軽減策）についても、2021年までの期間は経過措置として、冒頭で説明した年収ベースによる給与にかかる税金計算とは別に分けて計算することができることが規定されています。

以上